

# ベトナム国家知的財産庁の 特許審査体制

Ambys Hanoi Law Firm  
(ベトナム特許事務所)

Mrs. Nauven Thu Anh  
パートナー弁理士、  
マネージングディレクター



Ambys Hanoi Law Firm は、首都ハノイに2003年に設立された知的財産に特化した事務所であり、調査、出願、ライセンス、訴訟および知的財産に関するコンサルティングなど、幅広いサービスを提供している。Mrs. Nguyen Thu Anh は、ベトナム特許庁において Legal Expert, Examiner を歴任し、INVESTIP 事務所(1992-2003)を経て、2003年に Ambys Hanoi Law Firm の設立に参加した。以来、特許、商標、意匠、著作権、ライセンス、訴訟対応と幅広く活躍している。

## 1. ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) の位置づけ

ベトナムにおいて、日本国特許庁に相当するのは、ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) である。NOIP は、1982年7月29日に設立された、科学技術省 (MOST) 傘下の政府機関であり、その主たる機能は、知的財産を一元的に管理し、かつ、その業務活動を確実に実施するにあたり MOST を支援することである。設立から35年が経過し、NOIP は、小規模なイノベーション発明局から、複数の部署を擁する組織へとその規模を拡大し、ベトナム全土ならびに海外からの知的財産出願の増加に対応してきた。

## 2. ベトナム国家知的財産庁長官

NOIP の現長官は、MOST により任命された Dinh Huu Phi 氏である。長官の任期は通常、1期5年で、さらに1期の延長が可能である。長官の任期満了前に別の政府機関の要職に就く場合があり、その場合、後任として新たな長官が任命される。

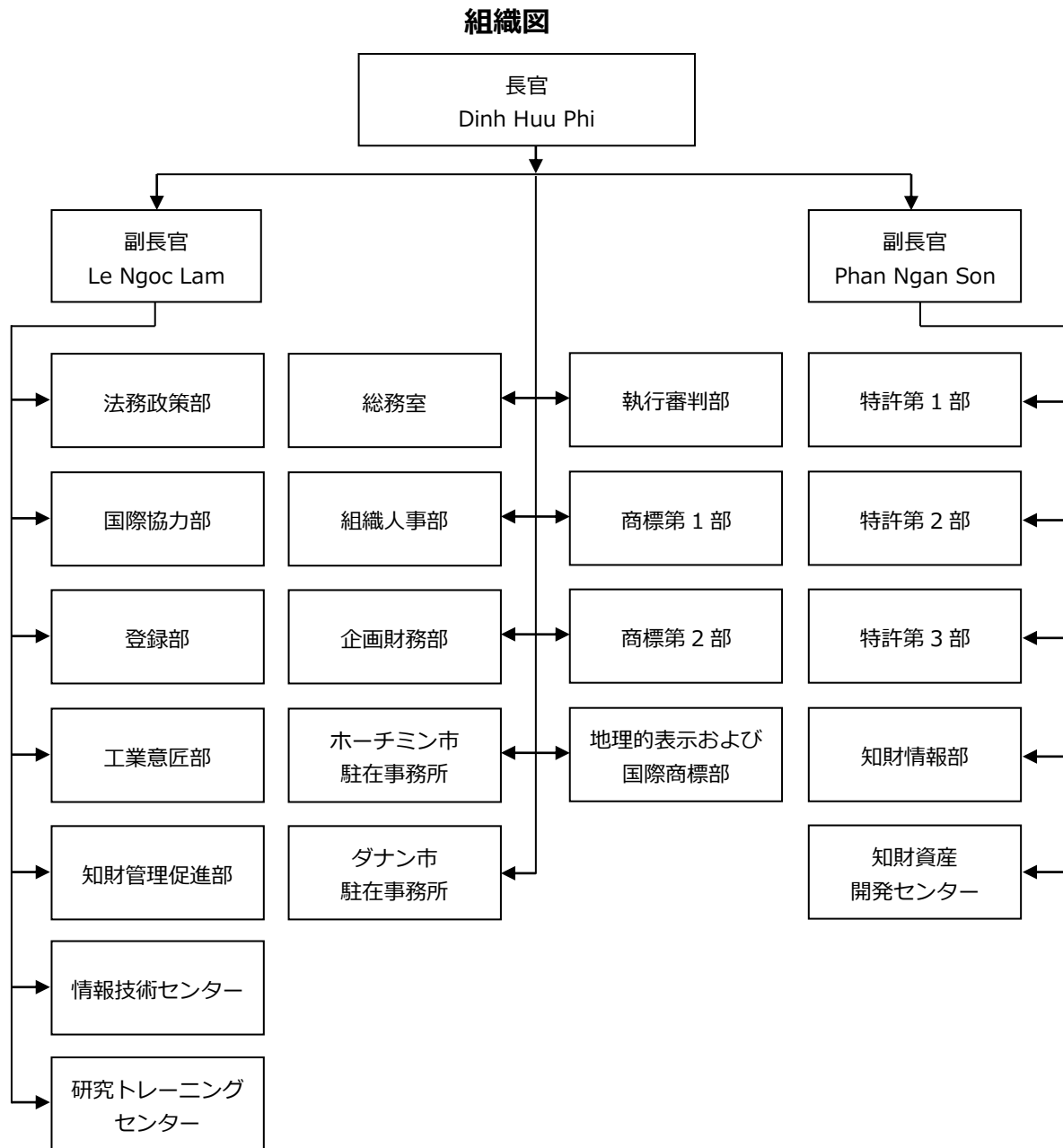
## 3. ベトナム国家知的財産庁の組織

NOIP は、以下から構成される：

- ・ 以下の3つの特許審査部：

- 特許審査第1部（機械、IT、電気、電子および通信産業）
- 特許審査第2部（化学および医薬産業）
- 特許審査第3部（バイオおよびバイオケミカル産業）
- ・ 2つの商標部
- ・ 意匠部
- ・ 地理的表示および国際商標登録部
- ・ 登録部：出願を受理し、電子ドケットシステム用に出願をスキャンする。この部署は、譲渡、ライセンス、更新、年金、補正事案といった登録後手続きも処理する。さらに、この部署において、出願人は、発送文書を収集することもできる。
- ・ 知財管理促進部
- ・ 執行審判部
- ・ 法務政策部：知財の法的枠組にかかる新たな政策の立案および試行を主要業務とする。NOIPは、適切で有益な政策を実現するために、知財実務者や専門家をしばしば招聘し、実際の業務に関する知識を取り入れる。
- ・ 情報技術センター
- ・ 研究トレーニングセンター：2年ごとに知財実務者向けの研修を実施している。この研修を受講すると、証書が付与され、受講者は2年ごとに実施される弁理士試験を受けることができる
- ・ ホーチミン市およびダナン市の2つの駐在事務所

以下に、NOIP の組織図を示す。



#### 4. ベトナム国家知的財産庁の規模

知的財産庁の職員数は全体で約 450 名である。審査官の数は特許、商標、意匠の各部の合計で約 190 名である。また、全審査官のうち、特許審査官の数は約 90 名である。

#### 5. 特許出願の審査方法

特許出願は、審査官のチーム（審査長、主任審査官、審査官補）により審査される。具体的には、一次審査官により特許出願が審査され、その後、一次審査官による審査を（より経験豊かな）二次審査官がチェックする。二次審査官は、通常、特許審査部の長または次長である。

原則として、審査官自身が先行技術調査を実施する。しかし、実務上、審査官は、非 PCT ルートの出願と優先権主張を伴わない出願についてのみ、先行技術調査を実施する。PCT ルートの出願については、NOIP の審査官はしばしば、国際調査機関による国際調査報告または国際予備審査機関による予備審査報告を参考にする。パリ条約ルートの出願については、審査官は、外国特許庁により発行された審査結果を参考にする。NOIP は、以下の国の特許庁により発行された審査結果を考慮する。NOIP は、影響力が強い順に、欧州特許庁、米国特許商標庁、日本国特許庁、韓国特許庁、ロシア特許庁、中国国家知識財産権局（中国特許庁）、オーストラリア知的所有権保護局を挙げている。同一の優先権を主張する同様の出願について上記複数の特許庁において特許が付与されている場合、すべての特許において主題が同じであるならば、最も狭い保護範囲を有する請求項が、NOIP により認められる。

担当審査官は単独で指令書を発行することはできない。担当審査官は、調査結果または外国特許庁の審査結果に基づき自身の意見を表明するのみであり、特許審査部の長が指令書を承認し、署名した後に、指令書が発行される。

## 6. 審査官への案件の割り振り

各特許審査部への特許出願の割り振りは、特許出願の分野によって決まる。特許第1部は、機械、機械工学、電気、電子ならびに通信分野の出願を扱う。特許第2部は、医薬および化学工学産業の分野の出願を扱う。特許第3部は、バイオテクノロジーおよびバイオロジー関連分野の出願を扱う。出願は、その技術分野に基づき、各特許審査部に大別され、その後、各特許審査部の長が、特許出願の技術分野に最も精通した審査官にこれらの出願を割り振る。特定の分類の出願数が審査官の許容量に達している場合、出願は部内の全ての審査官に均等に割り振られる。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)